

令和8年8月1日から

後期高齢者医療の 資格確認書

または

資格情報のお知らせ

が交付されます。

【資格確認書】

(有効期限:令和9年7月31日まで)

【資格情報のお知らせ】

(有効期限:令和9年7月31日まで)

水色

後期高齢者医療資格確認書 有効期限 11XXXXXXXXXX
被保険者番号 8XXXXXXXXX 3XX
氏名 10XXXXXXXX 性別 4XXX
生年月日 11XXXXXXXXXX
資格取得年月日 11XXXXXXXXXX
交付年月日 11XXXXXXXXXX
負担割合・発効期日 20XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
11XXXXXXXXXX
限度区分・発効期日 20XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
11XXXXXXXXXX
長期入院該当日 11XXXXXXXXXX
特定疾病区分・発効期日 3XX 11XXXXXXXXXX
保険者番号 3XX 8XXXXXXXXXX
保険者名 15XXXXXXXXXXXXXXXXXX

後期高齢者医療資格情報のお知らせ 3XXX
15XXXXXXXXXXXXXXXXX
保険者番号: 8XXXXXXXXX

あなたの加入する後期高齢者医療制度の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

被保険者番号	8XXXXXXXX
氏名	20XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
負担割合	20XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
有効期限	11XXXXXXXXXX
発効期日	11XXXXXXXXXX
交付年月日	11XXXXXXXXXX

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。
(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。)

下部を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)

後期高齢者医療資格情報のお知らせ

11XXXXXXXXXX 発行
15XXXXXXXXXXXXXXXXX
保険者番号: 8XXXXXXXXX

被保険者番号 8XXXXXXXX
氏名 20XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
負担割合 20XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
有効期限 11XXXXXXXXXX

受診の際にはマイナ保険証が合わせて必要です

84歳以下の方

①「マイナ保険証を直近1年間に於いて6回以上利用し、かつ概ね直近3か月における利用あり」の被保険者には、「資格情報のお知らせ」が通知されます。

※マイナ保険証の利用状況は、7月中にお届けする新たな資格確認書等を作成する時点の情報となります。

② ①以外の被保険者には「資格確認書」が交付されます。

85歳以上の方全員

○「資格確認書」が交付されます。

マイナ保険証をお持ちの方でも、マイナンバーカードでの受診が困難である方については、お住まいの市町村に申請することで、資格確認書の交付を受けることができます。一度申請することで、次回更新時以降も資格確認書が継続して交付されます。

※資格確認書の任意記載事項である負担区分等の記載には申請が必要です。

負担区分が「区分I」、「区分II」の方は、限度額適用・標準負担額減額認定の記載がない場合、受診後に食事代を差額支給することができませんので、ご注意ください。

※医療機関・薬局は、「マイナ保険証」または「資格確認書」で受診してください。

高知県内各市町村・高知県後期高齢者医療広域連合